

議員提出議案第 11 号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 17 日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成 16 年 12 月 17 日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町議会規則第 号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和 62 年三朝町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(一般質問) 第 61 条 2～4 略 <u>5 質問時間は答弁を含め 40 分以内とする。</u>	(一般質問) 第 61 条 2～4 略

(準用規定)  
 第63条 質問については、第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。

(準用規定)  
 第63条 質問については、第55条《質疑の回数》及び第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

前 五 項	野 五 項
(問責第一) 条 10 項 項 4-2	(問責第一) 条 10 項 項 4-2 以下及びその含まれる問責問責 5